

平成26年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 災害備蓄品の管理について
- 3 監査対象 危機管理監危機管理室
- 4 監査実施期間 平成26年12月5日から平成27年2月3日まで
- 5 監査結果報告 平成27年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【危機管理室】

<p>(1) 浸水対策について 敷地内側溝から集水桝に流入する箇所スクリーンに落ち葉等のごみが溜まっていた。雨水の排水を妨げる可能性があるため、定期的に清掃すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 側溝の清掃については、倉庫の点検に赴いた際などに月1回程度行っている。</p>
<p>(2) 備蓄品の品目について ア 備蓄品の品目、数量については、一定のルールに基づいて備蓄している。備蓄品目の選定基準を市民に説明できるようにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 倉庫内になぜこの備蓄品があり、どういった理由で数量を定めたのかについて、説明できる資料を保有している。</p>
<p>イ 障害者、高齢者、妊婦や子どもなど災害弱者や女性に対する品目も考慮するなど、市民目線での備蓄品目の選定に努めること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 9月30日 今後の備蓄品の買い替え時期などの際に女性や災害弱者に配慮した備品を選定し、備蓄していく。</p> <p>【措置済】 平成28年 3月31日 粉ミルクを備蓄しているが、飲用するための哺乳ビンを備蓄していなかったことから購入し備蓄した。今後も市として何を備蓄すべきかを検討し、市民の避難生活の向上を図る。</p>
<p>(3) 備蓄品の配置図について 備蓄品の搬出を速やかに行うため、「大きくわかりやすい配置図」を倉庫内の1階、2階ともに設置すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 大きく分かりやすい配置図を1階、2階に設置した。</p>
<p>(4) 棚札による日常点検について 品名、入出庫状況及び残高数を記入できる棚札を設置すること。その上で、月1回は棚札と現物を実査すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 品名や数などを把握できる棚札を作成し、それぞれの備蓄品棚の前に設置した。また、月1回の実査を行っている。</p>

<p>(5) 備蓄品の保管状況について ア 同じ種類の資機材が複数ある場合には、個々に連番を付すなど数量確認が容易になるよう在庫管理を工夫すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 複数ある備蓄品については、12月までに連番シールを貼り管理する。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 スコップ、バール、工具類などについて、連番シールを貼り管理することとした。</p>
<p>イ 当該倉庫の備蓄品とはなっていない消防団に配布する予定の防災ラジオが倉庫内に仮置きされ、備蓄品の棚の前に置かれていた。また、避難所に配布する予定の紙おむつが備蓄品と混在して置かれていた。搬出する際に支障となる可能性があるため、防災ラジオや紙おむつを備蓄品とは区別して保管すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 ラジオや紙おむつなどの本来防災倉庫に備蓄すべきでないものについては、他の倉庫に移動した。</p>
<p>(6) 備蓄品の整理について ア 安島防災備蓄倉庫は、帰宅困難者への支援と市内の指定避難所等に設置された防災倉庫の不足分を補完する機能を併せ持っている。それぞれで利用する備蓄品は異なることから、備蓄品の保管については、色分けするなど備蓄品の搬出時に一目で分かるようにし、スムーズに搬出できるようにすること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 今後、北部、南部の拠点防災倉庫を整備する中で管理について整理する。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 倉庫内に備蓄品の配置図を設置しており、同図の中で備蓄品を食料品や救助資機材などに区別してそれぞれ色分けで表示し、備蓄品のスムーズな搬出を行えるようにした。</p>
<p>イ 備蓄品の積み上げ基準を定めて、備蓄品の転倒や落下の危険防止に努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 備蓄品が転倒落下しないよう現状を確認するとともに、必要に応じて紐で固定している。 積み上げ基準については、現在定めていないので今年度中に策定する。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 基本的に重量物は下段に配置するようにし、上段に積み上げる際は、チェーンで落下防止できる高さにとどめている。やむなくそれ以上積み上げる必要がある時は、備蓄品の下の土台（パレット）を含めてロープで固定し、揺れが発生しても全体を固定するロープがチェーンに掛かり落下しないよう積み上げることとした。</p>
<p>(7) ガソリン等の引火性の高い危険物の保管について ア ガソリン等の引火性の高い危険物が缶に入れて保管されているが、中身を入れ替えていないなど管理が不十分である。長期保存による劣化等により、いざというときに使用できないことも考えられるため、チェック基準を定めて定期的に確認し、品質、安全管理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 白灯油は今年度中に更新予定。ガソリンと軽油については定期的な更新ができるよう保管場所に表示する。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 ガソリンについては本年度交換し、交換時期を缶に貼り付けて管理することとした。</p>

<p>イ 引火性の高い危険物を保管していることから、禁煙マークを表示すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 倉庫内に禁煙マークを表示した。</p>
<p>ウ 引火性の高い危険物の保管については、別の倉庫で他の備蓄品と分けて管理することができないか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 ガソリン等の引火性の高いものについては、専用の保管室に保管している。</p>
<p>エ 倉庫内に消火器が設置されていたが、設置個所や本数が適切かどうか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 消火器の数、設置場所については、消防法等に基づき適切に配置している。</p>
<p>(8) 備蓄品の棚卸し実査について 備蓄品の棚卸し実査を毎年1月末に行っているが、毎年度決算における在庫数量を保証するため、年度末には、必ず台帳との数量突合を行うこと。また、所属長は、抽出実査により紛失の有無や品質保持の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録(日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など)を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 備蓄品については、平成27年度から毎月数量突合検査を行っており、検査記録は文書として保管している。</p>
<p>(9) フォークリフトの運転について フォークリフトが配備されており、上段の物資の積み下ろしに使用するが、技能講習などを受講した資格保有者の配置が必要である。物資班を編成する所管部局に資格保有者を担当者として登録させ、資格保有者が配置できる体制の構築に努めること。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成27年 9月30日 配備しているフォークリフトについては免許は不要であるが、その操作習熟のため、関係部局の職員も参加させ、11月にフォークリフトの操作研修を行う予定である。</p> <p>【措置済】 平成28年 1月27日 12月及び1月のフォークリフト操作研修において、危機管理室職員のほか、災害時に物資搬送に携わる商工農水部の職員を参加させ、フォークリフトの操作習熟を図った。</p>
<p>(10) 防災訓練について ア 安島防災備蓄倉庫は防災訓練で使用されたことがないが、他の防災倉庫を補完する機能を有していることから、搬出・供給の両面から年1回以上訓練を行い機能するようにすること。【改善事項】</p>	<p>【検討中】 平成27年 9月30日 11月に実施予定のフォークリフトの操作研修時に合わせて搬入搬出訓練を実施する。</p> <p>【措置済】 平成28年 1月27日 1月に実施のフォークリフトの操作研修時にフォークリフトの操作だけでなく、実際に資機材の積み下ろしや積み上げを行った。</p>

<p>イ 2階から物資を下ろす時にはクレーンを使用するが、的確に下ろすためには訓練が必要である。市職員によるクレーンの使用訓練を行い、速やかな物資の搬出ができるようにすること。また、災害時に安全かつ速やかに操作ができるよう、一目見ただけで分かるような操作手順を表示すること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成27年 9月30日 操作については、リモコンのボタンに移動方向の表示をしており安全に操作できるようになっている。 クレーンの訓練については、フォークリフトの研修時にあわせて実施する。</p>
<p>(11) 防災備蓄倉庫のPRについて ア 市民に対する防災備蓄倉庫の周知が十分とは言えない。防災セミナーや現場見学などを積極的に行い、防災備蓄倉庫のPRに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 平成25年度から本市の防災セミナーにおいて倉庫内の備蓄品説明や簡易トイレ、リアカー、照明セット、発電機などの組立・操作体験を行っている。</p>
<p>イ また、災害時には、備蓄品の搬出等は危機管理室や所管部局以外の職員が担うことも考えられるため、市職員に対しても周知を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 各部局での防災研修等で危機管理室職員が講師として参加した場合等に倉庫の位置や内容などについて周知を行っている。今後もこのような機会を活用して周知を行う。</p>
<p>(12) 鍵の管理について ア 安島防災備蓄倉庫の鍵は危機管理センターのキーボックスに2つ保管しているが、財産管理の面からは、分けて保管することが望ましい。1つは責任者が保管し、もう1つは担当者特定して保管するよう見直すこと。また、危機管理の面からは、どのような時でも開錠できる体制を整えておくこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 鍵については、危機管理室の鍵ボックスに保管しているため、災害時でも取り出して開錠できる体制である。分けて保管することについては考えていない。</p>

<p>イ 現存の2つの鍵が使用できない場合に備えて、近隣の自治会や事業所などに鍵を保管してもらう体制について検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 1日 鍵については、当室以外に消防本部に渡してあり、災害時には確実な対応ができる体制を構築している。</p>
<p>(13) 安島防災備蓄倉庫のバックアップについて 安島防災備蓄倉庫が使用できなかった場合のバックアップ、代替機能について検討し、その内容を記載した指示書を作成すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 9月30日 現在のバックアップについては、南部丘陵公園、垂坂公園となっている。また、本市の備蓄能力を拡大させるため、北部と南部に拠点防災倉庫の建設を進めている。</p> <p>【措置済】 平成28年 3月31日 現在のバックアップについては、南部丘陵公園、垂坂公園となっており、安島防災備蓄倉庫が使用不可な場合、災害対策本部の指示により、市内の被災状況等を勘案しながら、いずれかの倉庫を代替倉庫とする。なお、備蓄体制の強化のため、平成30年度に南部拠点防災倉庫を、同31年度に北部拠点防災倉庫を建設予定である。</p>
<p>(14) ごみ集積場について 倉庫の出入り口前付近に近隣からと思われるごみが集積されていた。物資搬出の妨げになる可能性もあるので、環境部や自治会等と協議し、ごみ集積場を早急に変更すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成27年 9月30日 敷地外にごみ集積場があるが、ごみが存置され物資搬出の妨げになるようであれば地元等と協議する。</p> <p>【継続努力】 平成28年 3月31日 敷地外のごみ集積場については、現状で搬出搬入作業の支障となっていないが、今後ごみの存置が増加するなど、物資搬出の妨げになるようであれば地元等と協議する。</p>